

令和２年４月１日適用

教育電話相談員（会計年度任用職員）の職務内容及び主な勤務条件（予定）

項 目	内 容
職 名	教育電話相談員
任用根拠	地方公務員法第２２条の２第１項第１号
任用期間	令和２年４月１日から令和３年３月３１日まで ※ 任用期間満了後に同一の職務内容の職が設置される場合で、かつ能力実証の結果が良好である場合は、これまでと通算して連続４回まで公募によらず再度任用される可能性があります。 なお、期間を定めた任用であり、令和３年４月１日以降の任用を保障するものではありません。
勤務職場	東京都教育相談センター 東京都新宿区北新宿４－６－１
職務内容	(1) 幼児、児童・生徒の教育上の問題に関する相談 (2) 高校の進級、進路、入学、転編入学等に関する相談及び情報提供 (3) 青少年リスタートプレイス事業に関すること (4) 相談に関する統計処理業務、関係機関リスト作成及び資料整理等 (5) その他、上司から指示を受けた業務
勤務日数	月１６日
勤務時間	１日７時間４５分（休憩時間１時間あり）とし、平日及び土日祝日の勤務とする。 ①～③の交替制勤務とする。 ①平日Ａ勤８：３０～１７：１５ ②平日Ｄ勤１２：３０～２１：１５ ③土日祝日Ａ勤８：３０～１７：１５ 原則、超過勤務はないが、業務の必要上真にやむを得ない場合に限り、超過勤務を命ずる場合がある。
休暇等	(有給) 年次有給休暇、公民権行使等休暇、慶弔休暇、夏季休暇 (無給) 妊娠出産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、子どもの看護休暇、生理休暇、短期の介護休暇、介護休暇、介護時間、育児休業、部分休業
報酬	月額 １９４，４００円 ※ 令和元年度の額であり、改定される場合あり ※ 通勤手当相当額を別途支給（上限５５，０００円／月） ※ 一定の要件を満たす場合、期末手当を支給
福利厚生等	福利厚生：一般財団法人東京都人材支援事業団に加入 社会保険：厚生年金、雇用保険、健康保険及び介護保険を適用 健康診断：常勤職員に準じて実施 公務災害：対象